

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.gunma.jp/07/b27g_00001.html">http://www.pref.gunma.jp/07/b27g_00001.html</a>

執行機関名 群馬県知事

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定不妊治療(体外受精又は顕微授精の方法を用いる不妊治療をいう。)を受ける者のうち知事が認めた者に対して当該特定不妊治療に係る費用を助成する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第3の項 特定不妊治療(体外受精又は顕微授精の方法を用いる不妊治療をいう。)を受ける者のうち知事が認めた者に対して当該特定不妊治療に係る費用を助成する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号) 第1条	群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、<u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u>の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「<u>難病の患者に対する医療等</u>」という。)に関し必要な事項を定めることにより、<u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1 目的  医療保険が適用にならない不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「<u>特定不妊治療</u>」いう。)については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重く、十分な治療を受けることができない場合も少なくないことから、<u>特定不妊治療を受ける夫婦に対してその治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱</p>